# 大船渡管内災害応急対策（土砂撤去）業務委託
# 特　記　仕　様　書

第１条　適用範囲

本業務の履行は本特記仕様書および「土木工事共通仕様書（令和８年４月１日以降適用）」による。

なお、定めのない事項については監督職員と別途協議すること。

第２条　業務目的

本業務は、白浜地区等の土砂災害警戒区域において、令和 7 年 2 月に大船渡市で発生した林野火災に伴い設置した応急対策施設に、堆積した土砂を撤去するものである。

第３条　業務場所

業務場所以下及び位置図のとおり。

大船渡市三陸町綾里字白浜地内ほか

第４条　業務期間

令和９年３月５日までとする。

第５条　業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

（１）土砂撤去（白浜の沢）

応急対策施設に堆積した土砂を撤去搬出することとする。

（掘削土量の検収はダンプトラック運搬の延べ日数当でよい）

堆積土砂撤去前の図面及び撤去後の図面を提出し、監督員による確認を受ける。（臨場もしくは机上確認）

（２）土砂撤去（野々前の沢（3））

応急対策施設に堆積した土砂を撤去搬出することとする。

（掘削土量の検収はダンプトラック運搬の延べ日数当でよい）

堆積土砂撤去前の図面及び撤去後の図面を提出し、監督員による確認を受ける。（臨場もしくは机上確認）

当初設計においては、土砂撤去数量は想定として設計計上している。作業後の実績数量に応じて設計変更する。また、業務着手にあたり追加で作業が必要なことが判明した場合は別途監督職員と協議すること。

第６条　土砂運搬先

撤去した土砂の搬出先は下記を想定している。

陸前高田市気仙町字福伏地内（旧福伏鉱山跡地）

第７条　提出資料

実績集計表を作業週毎に発注者へ提出すること。作業日報及び作業写真については、業務完了時に提出すること。

また、業務を完了した場合は、速やかに業務完了報告書を提出し、発注者の完了確認を受けるものとする。

第８条　その他

受注者は、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。